

令和4年度第3回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和4年8月9日(火) 15:30~16:10

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

上甲委員、白石委員、曾我委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

事務局

瀧原愛媛労働局長、岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、
河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 愛媛県最低賃金の改正決定について
- 3 その他
- 4 閉 会

議事

賃金室長

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。また、専門部会委員の皆様におかれましては、引き続きの審議となりますが、よろしく願いいたします。

本日は使用者代表の菅委員と土井委員が欠席されておりますが、13名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしく願いいたします。

森本会長

ただいまから、第3回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「愛媛県最低賃金の改正決定について」に入ります。

愛媛県最低賃金の改正については、先ほどまで専門部会におきまして審議しておりました。後ほど審議状況を御説明しますが、労使の最終提示額において労使の意見が一致しなかったため、公益案を提示させていただき、採決することといたしました。全会一致で結審することはできませんでした。

そのため、本審において、金額審議を行うこととなります。

この後、専門部会報告をしてから金額審議に移りますが、8月1日に開催された第1回専門部会の際に審議・決定しましたように、この間は「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断しますので、非公開とします。

なお、答申に至りました場合は、金額審議に該当しませんので、再び公開することとしたいと思います。

その間は、傍聴人の方は恐れ入りますが、暫く待機をお願いすることとなりますので、御協力をお願いいたします。

それではこれから、専門部会長の立場から、「愛媛県最低賃金専門部会報告」をいたします。机上に「愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書」をお配りしておりますので、ご確認ください。

令和4年の愛媛県最低賃金の審議状況につきまして、本審の経過を含め、御報告いたします。

6月30日に第1回本審を開催いたしました。ここで「愛媛県最低賃金の改正決定」について愛媛労働局長から諮問を受けました。これを踏まえ、愛媛県最低賃金専門部会を設置いたしました。

そして、8月1日に第2回本審を開催いたしました。中央最低賃金審議会の目安金額答申が8月にずれ込んだため、目安の伝達は行われませんでした。ここでは、「愛媛県最低賃金の改正決定についての意見聴取」を行い、5件の意見書の提出がなされ、意見陳述の希望がありました2名の方から意見の陳述をいただきました。

そして、同日8月1日、第2回本審に続いて、第1回専門部会を開催し、部会長、部会長代理を選出し、続いて、会議の公開について審議しましたが、専門部会での金額審議については、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」の第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該

当すると判断し、非公開とすることを決定いたしました。その後、事務局から各種資料を提供いただき、資料を参考に審議を進めてまいりました。このときに、前年度までと同様、最新のデータをもとに令和2年度において最低賃金と生活保護との間に乖離がないことを確認して、専門部会報告に盛り込むことを合意しました。続いて、事務局から県内の賃金実態を調査した「最低賃金基礎調査結果」の資料について説明を受けました。そして、具体的な金額審議に入りましたが、目安が示されていないことから労使各側からは、金額改定審議にあたっての基本的な考え方について意見を述べていただきました。

その後、8月5日に第2回専門部会を開催いたしました。中央最低賃金審議会で答申された目安額の伝達が行われました。本年の答申は、目安額の根拠等について真摯な議論が展開されるなど十分に審議が尽くされたとされ、「公益委員見解」の中で、最低賃金法第9条第2項の3要素を特に考慮した審議を行い、賃金、労働者の生計費、通常の賃金支払能力について、データから各数値を導き出して、総合的に勘案し、各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たって3.3%の引上げ率を基準とし、地域間格差等を考慮して、A・Bランクが31円、C・Dランクが30円の引上げ額の目安が示されました。さらに、中央最低賃金審議会では、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを期待するという見解が示されました。

そして、同日8月5日、労側からはコロナ禍でも適切に経済を維持するため人への投資が必要で、人材流出を防ぐ観点から賃金格差や地域間格差の改善のため最低賃金額の一定の引上げは必要との基本的な考え方を踏まえ、1回目の金額提示がございました。一方、使側からは経済情勢の見通しは厳しく、原材料費等の高騰を価格に転嫁できていない実情、コロナ禍の影響をいまだ受けている飲食・宿泊業などを考慮して、引上げ額はデータに基づき企業の支払い能力に準じた金額とすべきとの基本的な考え方を踏まえ、1回目の金額提示がございました。

昨日8月8日に、第3回専門部会を開催し、労使各側から双方歩み寄る形で2回目の金額提示があり、そして本日、第4回専門部会を午後1時から開催したところです。

本日も、労使各側からさらに歩み寄る形で金額提示をいただき、議論を重ねてきましたが、提示金額に相違があり、最終的に意見の一致には至らず、公益案を提示することになりました。そのため、公益委員で協議を行い、理由とともに公益案を提示した後、採決を行いました。

公益案は、目安額30円から2円上乘せした引上げ額32円を提示させていただきましたが、この公益案を提示するに至った理由について述べたいと思います。

引上げ額32円の公益案を提示することにつきましては、中央最低賃金審議会の目安答申額を十分に参酌した上で、まずは、労働者の生計費の観点から検討しました。消費者物価指数の上昇については、いろいろな資料を用いてさまざまな検討がなされておりますが、その中で特に生活必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となって

いとされているほか、今後、さらに数千品目について商品価格の値上げが発表されている現状を考えますと、労働者の実質賃金の観点を本年度はより重視し、重点的に考慮すべきだという考えに至りました。次に、愛媛県はDランクの中で各種指標が上位にある中で、本年度のDランクの他県の状況を見ますと、目安金額を上回る金額で答申されている県もありまして、同じDランクの当県としても一定程度他県の審議状況に配慮する必要があると考えました。そして、本年度の目安金額は、大都市圏であるA・Bランクでは31円の引上げ額が示されており、大都市圏との地域間格差是正の観点も考慮する必要があると考えました。

また、県の直近6月の有効求人倍率は、1.44倍と、コロナ前の令和元年平均の有効求人倍率1.64倍の87%まで回復し、さらに人材不足感から引き続き回復が予想されるとともに、人材確保の観点から実質的に賃金単価の上昇が見込まれる状況も考慮しました。

一方で、使側委員の方から主張のあった、原材料価格等の上昇分も十分に製品価格に転嫁できていない状況や、また業態によっては、最低賃金の引上げについては負担感が大きいという、商工会議所のアンケート調査結果等の意見もございました。

これらを踏まえて、公益案を目安額プラス2円の引上げ額32円として提示させていただきました。

最初に申し上げましたとおり、専門部会において公益案を提示し、採決いたしました。が、残念ながら全会一致の決議には至りませんでした。したがって、ただいま報告いたしました「専門部会の結論」をこの本審の場で審議をしていただき、採決をすることといたします。

それでは、これから金額審議に入りますので、傍聴人の方は一旦御退席をお願いいたします。

(金額審議)

森本会長

それでは再開いたします。

ただいまから答申を行いますので、当審議会を公開としております。傍聴人の方は注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

本審における採決の結果、過半数の賛成がありましたので、専門部会の結論をもって本審議会の議決といたします。それでは答申いたします。

(答申文手交)

森本会長

それでは、あらためて事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

(事務局より答申文を朗読)

森本会長

ただいまの内容で、当審議会は答申させていただくことといたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

局長から御挨拶があると伺っておりますので、局長、よろしくお願ひいたします。

愛媛労働局長

森本会長はじめ、公・労・使の各委員の皆様におかれましては、本年の地域別最低賃金改正審議につきまして、地賃専門部会、本審を通じまして、慎重かつ熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、本年は、目安金額の答申が8月にずれ込んだこともあり、審議日程を再度調整いただくとともに、より過密な日程の中での審議となり、さらにご苦勞をおかけすることとなりましたが、委員皆様のご尽力のもと、本日答申をいただくことができ、重ねて御礼申し上げます。

今年度の最低賃金の改正審議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で3回目の審議となりました。本年はコロナの影響はもとより、さらに、ウクライナ情勢に端を発する石油や天然ガス等のエネルギー問題や、企業においては原材料費の高騰、労働者においては生活必需品をはじめとした急激な物価上昇の影響と、例年にも増して、企業経営及び労働者の生活実態の見極めが求められる状況の中、真摯かつ慎重な審議を尽くしていただき、深く敬意を表するところでございます。

今回いただきました答申につきましては、法令に基づく手続きを経た後、発効することとなりますが、この改正される愛媛県最低賃金の適用に当たりましては、愛媛労働局を挙げて周知に取り組んでまいりますとともに、労使団体、各市町村の皆様方にも御協力をいただきながら、より効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。

また、改正された最低賃金の中小事業場等における円滑な運用につきましては、政府において各省庁が連携して各種施策を講じているところではあります。今回いただきました答申におきまして、より利用し易い形の業務改善助成金制度による支援と、コスト上昇分を適切に価格等に転嫁できる環境整備といった御要望をいただいておりますので、厚生労働本省に伝えさせていただきますとともに、現行の業務改善助成金による生産性向上のための支援にも、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、各委員におかれましても御協力をよろしくお願ひいたします。

本日、愛媛県最低賃金について、答申をいただいたところでございますが、各委員の皆様には大変お忙しい中、引き続き「産業別最低賃金」の審議もお願ひしているところでございます。今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。私からの御礼の言葉とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

森本会長

ありがとうございました。

ただいま、当審議会としての結論を出したわけですが、制度上、異議申出の手続きが
ございますので、本件に関する異議申出の手続きについて、事務局から説明をお願い
いたします。

賃金室長

最低賃金審議会の意見に対する異議申出の手続きにつきましては、最低賃金法第 11
条第 1 項に基づき、本日、愛媛労働局の掲示板に公示いたします。

県内の労働者又は使用者は、同条に基づき、公示のあった日から 15 日以内に、愛媛労
働局長に異議を申し出ることができることとなっております。

本年は、公示日の翌日から起算して 15 日を経過する日は、8 月 24 日水曜日となり、
この日までに行われた申出が受理されることとなります。

異議の申出があった場合には、同条により、局長から審議会に意見を求めることとな
りまして、翌開庁日の 8 月 25 日木曜日に第 4 回本審を開催し、御審議いただくことと
なります。

事務局からは以上でございます。

森本会長

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、8 月 24 日水曜日までに異議の申出
があった場合には、労働局長から審議会に意見を求めることになっており、翌開庁日 8
月 25 日木曜日に第 4 回本審を開催し、御審議いただくこととなりますので、よろしく
お願いいたします。

ただいまの説明につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

森本会長

それでは、議事を進めます。

議事項番 3「その他」の議題について、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(発言等なし)

森本会長

それでは、事務局から何かございましたらお願いいたします。

賃金室長

今後のスケジュールについて説明いたします。

次回、第4回本審は、8月25日木曜日10時30分から、6階愛媛労働局会議室におきまして開催いたします。第4回本審では、異議審のほか、特定最賃の改正決定の必要性の有無についての諮問、答申、改正諮問を予定しております。

また、第2回小委員会は、8月19日金曜日15時から、松山合同庁舎7階共用大会議室におきまして開催を予定しております。本日、御案内の文書をお送りしておりますのでご確認いただけたらと思います。

事務局からは以上でございます。

森本会長

他にないようでしたら、これをもちまして第3回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。